

## 登別市地域おこし協力隊（観光まちづくりリーダー）

本市における貴重な教育資源である学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校（以下、「工学院」という。）と連携し、観光業界に必要な知識や資格を習得しながら、地域の情報発信や新たなコンテンツの発掘などを行うほか、卒業後は市内に定住することにより、本市への新しい人の流れを創出し、観光業界や市内経済の活性化及び活気あふれるまちづくりの担い手となる人材の育成を行うため、地域おこし協力隊を募集する。

### 1 募集人数

3名（委託隊員）

### 2 委嘱予定日

令和9年4月から

### 3 活動支援部署

観光経済部観光振興グループ、総務部企画調整グループ

### 4 活動場所

工学院及び市内観光地区

### 5 活動内容

- （1）工学院に入学し、観光業界に必要な知識や資格の習得
- （2）SNSを通じた地域情報の発信
- （3）地域イベント等への参加による地域おこし活動
- （4）登別国際観光コンベンション協会やホテル・旅館等での就労経験
- （5）その他、目的達成に資する活動

### 6 活動条件

- （1）個別に締結する業務委託契約及び仕様書等によるが、週38.75時間の活動を原則とする。（目安：1日7時間45分、週5日）  
ただし、活動内容①については、週の活動時間にかかわらず、知識やスキルを身につける観点から工学院が必要と認める活動については、必ず参加すること。
- （2）「地獄の谷の鬼花火」や「登別地獄まつり」等、登別国際観光コンベンション協会主催事業については、工学院が認める場合を除き必ず参加すること。
- （3）勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容、イベント等の状況により変動する場合がある。

### 7 募集対象

- （1）令和9年4月1日時点で満18歳以上（新卒・社会人含む）で心身ともに健康な方

- (2) パソコンの一般的な操作、SNS (x・Instagram など) が堪能で、積極的に情報発信できる方
- (3) 地域住民や関係機関・団体などと協力しながら、地域活性化に向け精力的に活動できる方
- (4) 活動終了時に市内の観光事業者 (ホテル・旅館等) や登別国際観光コンベンション協会等へ就業して登別市に定住する意欲のある方
- (5) 3大都市圏 (※1) の都市地域若しくは3大都市圏内の一部条件不利地域又は一部の政令指定都市 (※2) に現に住所を有しており、任用を開始する若しくは業務委託契約を締結したのち速やかに本市へ住民票を異動し居住することができる方
  - (※1) 3大都市圏 : 東京圏、大阪圏、名古屋圏
  - (※2) 政令指定都市: 札幌市、福岡市など
- (6) 外国人の方の場合、次の基準を満たしている方
  - 日本語能力検定 N2 級以上または日本で通算 1 年以上生活し、日本語が堪能でコミュニケーションを図れる方
  - 活動内容に対応できる在留資格を有する (または、任用までに同活動内容に対応できる在留資格への切り替えが可能) 方

## 8 雇用形態・期間等

- (1) 登別市と地域おこし協力隊が委託契約を締結する。(市と雇用関係なし。)
- (2) 契約期間
  - 契約締結日 令和 9 年 4 月 1 日 (予定) ~ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
  - ※ 1 年ごとに面談を実施し、最長 2 年間の契約が可能。

## 9 給与・活動経費等 (令和 9 年 4 月 1 日委嘱の場合)

- (1) 1 年目 委託料 1,973,000 円
  - 内 訳: 報償費 104,500 円 (月額)、活動経費等 58,000 円 (月額) × 12 ヶ月 + 教科書代 23,000 円
- (2) 2 年目 委託料 1,987,000 円
  - 内 訳: 報償費 104,500 円 (月額)、活動経費等 58,000 円 (月額) × 12 ヶ月 + 教科書代 37,000 円
  - ※ただし、外国人の方で在留資格が「留学」の場合、資格外活動許可の原則に基づき報償費については、71,500 円 (月額)、活動経費等 11,500 円 (月額) を上限とする。

## 10. 待遇・福利厚生等

- (1) 工学院の学費は登別市が別途負担する。
- (2) 教科書代は各自に支給するので各自で購入すること。
- (3) 活動に要する経費
  - 委託契約の範囲内で活動に必要な経費については、市が規定する額を支払うこと

とする。

(経費内容)

社会保険料、自己研鑽費、消耗品、燃料費（寮の電気料等）、住居費（または寮費）、通信料

(4) 健康保険及び年金保険等は各自で加入手続きを行うこと。

(5) 転居費や生活備品、パソコン関連機器のほか工学院在学時において資格を取得するために必要な経費（受験料等）、研修旅行費、フィールドワーク費、実習費、その他諸経費は自己負担となる。

## 11. 留意事項

- ・ 9時から17時頃まで工学院にて授業や実習を受けること。
- ・ 授業や実習でノートパソコンが必要となることから各自用意すること。
- ・ 留学、休学・留年により、2年で卒業することができないと判明した場合、その時点で委託契約は解約となる。
- ・ 工学院のカリキュラムを履修している際は同校の指示に従うこと。また、同校の指示に従わない場合や欠席が続く場合など、基本活動に支障をきたす場合で改善の見込みがないと認められる場合は、工学院と市が協議し、場合によっては委託契約を終了する。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。
- ・ 放課後や土日祝、夏期・冬期休暇を活用してSNS発信や地域イベントに参加するなど地域おこし活動を実施すること。
- ・ 他学科への転学科はできない。
- ・ 寮に居住する場合、夏期・冬期休暇時に寮に居住できない期間がある。ただし工学院が認めた時はその限りではない。
- ・ 本募集は、令和9年度に採用する事前準備として行うものであり、予算は令和9年3月中に開催される市議会の議決を経ることから、その議決内容によっては募集を中止・変更等になる場合がある。
- ・ 授業料等の変更により委託金額に変更が生じる場合があるので、留意すること。